



高松市告示第382号

高松市の市税及びその他料金並びにその附帯金（督促手数料及び延滞金）に係るコンビニエンスストア収納事務において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、高松市の指定公金事務取扱者として指定したので、同条第2項及び高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第3項の規定により告示します。

令和8年6月30日

高松市長 大西秀人

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社百十四銀行
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
香川県高松市亀井町5番地1
- 3 委託した公金の種類
 - ・ 市・県民税・森林環境税
 - ・ 固定資産税
 - ・ 軽自動車税
 - ・ 国民健康保険料
 - ・ 後期高齢者医療保険料
 - ・ 介護保険料
 - ・ 市営住宅使用料
 - ・ 学校給食費
- 4 指定をした日及び委託をした日
令和8年4月1日